

厚生労働省発保 0327 第 7 号  
平成 29 年 3 月 27 日

各健康保険組合理事長 殿  
全国健康保険協会理事長 殿  
各共済組合理事長 殿  
日本私立学校振興・共済事業団理事長 殿  
健康保険組合連合会会長 殿  
国立大学法人東京大学総長 殿  
国立大学法人東北大学総長 殿

厚生労働事務次官  
(公印省略)

平成 29 年度高齢者医療運営円滑化等事業費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「平成 29 年度高齢者医療運営円滑化等補助金交付要綱」により行うこととされ、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

## 平成29年度 高齢者医療運営円滑化等補助金交付要綱

## (通則)

- 1 平成29年度高齢者医療運営円滑化等補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup><sub>労働省</sub>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによるものとする。

## (交付の目的)

- 2 この補助金は、高齢者医療制度の運営が健全に行われるよう、保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第7条第2項に規定する保険者のうち、健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）の高確法第36条第1項に規定する前期高齢者納付金及び高確法第118条第1項に規定する後期高齢者支援金等（以下「高齢者医療支援金等」という。）の負担に対する助成、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）第28条第1項による厚生労働大臣の指定を受けている健康保険組合（以下「指定組合」という。）の保険給付等に要する費用に対する助成、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号。以下「年金機能強化法」という。）に規定する短時間労働者の適用拡大の影響により財政が逼迫する健康保険組合に対する助成並びに健康保険組合等（健康保険組合及び全国健康保険協会をいう。以下同じ。）、健康保険組合連合会、国立大学法人東京大学及び国立大学法人東北大学が行う事業に要した費用に対して補助を行うことにより、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

## (交付の対象)

- 3 この補助金は、平成29年3月27日保発0327第9号厚生労働省保険局長通知の別紙「平成29年度高齢者医療運営円滑化等事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、次の(1)及び(2)に掲げる事業を交付の対象とする。
  - (1) 高齢者医療支援金等負担金助成事業
    - ① 保険者の高齢者医療支援金等の負担に対し行う助成事業
    - ② 指定組合の保険給付等に要する費用に対して行う助成事業
    - ③ 短時間労働者の適用拡大に伴う財政支援事業
  - (2) 被用者保険運営円滑化推進事業  
高齢者医療制度の基盤の安定化に資する保健福祉事業等
    - ① 共同助成事業（健康保険組合連合会が保険者と共同して行う事業）
    - ② レセプト・健診情報等を活用したデータヘルス推進事業（健康保険組合等、健康保険組合連合会、国立大学法人東京大学及び国立大学法人東北大学が行う事業）

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算定するものとする。ただし、(1)の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1) 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額を選定する。
  - (2) (1)により選定された種目ごとの額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業に要する経費の配分の変更（それぞれの種目間の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
  - (5) 事業の遂行及び支出状況について厚生労働大臣の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
  - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上である機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
  - (7) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
  - (8) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
  - (9) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
  - (10) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、

別紙様式第4により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(申請手続)

- 6 この補助金の交付の申請は、別紙様式第1の申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第2の申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 厚生労働大臣は6又は7に定める申請書が到達した日から起算して原則として30日以内に交付の決定(変更の決定を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 10 この補助金の事業実績報告は、事業完了後に別紙様式第3の事業実績報告書に関係書類を添えて、平成30年6月29日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1ヶ月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により、4、6、7及び10に定める算定方法又は手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

(別表)

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費
高齢者医療支援金等 負担金助成事業	保険者の高齢者医療 支援金等の負担に対 し行う助成事業	厚生労働大臣が必要 と認めた額	高確法第36条第1項及び同法第 118条第1項等に基づき、保険者 が支払基金に納付する高齢者医 療支援金等に係る負担金
	指定組合の保険給付 等に要する費用に対 して行う助成事業	厚生労働大臣が必要 と認めた額	健保法第28条第1項による指定 組合の保険給付等に要する費用 に対する助成
	短時間労働者の適用 拡大に伴う財政支援 事業	厚生労働大臣が必要 と認めた額	年金機能強化法による短時間労 働者の適用拡大に伴い、短時間労 働者の増加により財政が逼迫す る健康保険組合に対する助成
被用者保険運営円滑 化推進事業	共同助成事業	厚生労働大臣が必要 と認めた額	被用者保険運営円滑化推進事業 の実施に要する諸謝金、旅費、備 品費、消耗品費、印刷製本費、通 信運搬費、光熱水料、借料及損料、 会議費、賃金、保険料、雑役務費、 委託費
	レセプト・健診情報等 を活用したデータヘル ス推進事業	厚生労働大臣が必要 と認めた額	被用者保険運営円滑化推進事業 の実施に要する諸謝金、旅費、備 品費、消耗品費、印刷製本費、通 信運搬費、光熱水料、借料及損料、 会議費、賃金、保険料、雑役務費、 委託費

別紙様式第1

平成 年 月 日  
第 号

厚生労働大臣 殿

所在地  
名 称  
TEL



平成29年度高齢者医療運営円滑化等補助金の交付申請について

標記について、次のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 申 請 額

交付申請金額				千円
--------	--	--	--	----

- 2 平成29年度高齢者医療運営円滑化等補助金所要額調書（別紙1）
  - 3 平成29年度高齢者医療運営円滑化等補助金所要額内訳（別紙2）
  - 4 平成29年度高齢者医療運営円滑化等補助金事業実施計画書（別紙3）
- 5 添付書類
- (1) 平成29年度収入支出予算（見込）書抄本
  - (2) その他、事業の内容に係る詳細な資料

## 平成 29 年度高齢者医療運営円滑化等補助金所要額調書

区分	事業種目	総事業費 A	寄付金その他 の収入見込額 B	差引額 C(A-B)	対象経費の 支出予定額 D	基準額 E	補助基本額 F	補助所要額 G
		円	円	円	円	円	円	円
高齢者医療支 援金等負担金 助成事業	保険者の高齢者医療支援金等 の負担に対し行う助成事業							
	指定組合の保険給付等に要する 費用に対して行う事業							
	短時間労働者の適用拡大に伴う 財政支援事業							
被用者保険運 営円滑化推進 事業	共同助成事業							
	レセプト・健診情報等を活用した データヘルス推進事業							
計								

(注) 1 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較していずれか少ない額を記入すること。

2 G欄には、F欄の千円未満の端数を切り捨てた額を記入すること。

## 平成29年度高齢者医療運営円滑化等補助金所要額内訳

区 分	種 目	対 象 経 費 の 実 支 出 予 定 額
高齢者医療支援金等負担金助成事業	保険者の高齢者医療支援金等の負担に対し行う助成事業	円
	指定組合の保険給付等に要する費用に対して行う事業	
	短時間労働者の適用拡大に伴う財政支援事業	
小 計		
被用者保険運営円滑化推進事業	共同助成事業	
	レセプト・健診情報等を活用したデータヘルス推進事業	
小計		
合計		



## 平成29年度高齢者医療運営円滑化等補助金事業実施計画書

## 1 事業実施計画

① 実施事業種目名	
② 事業実施の目的	
③ 事業実施計画及び方針	
④ 事業実施予定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
⑤ 事業実施予定場所	
⑥ 事業の内容	

注：1 事業種目が2種目にわたる場合には、事業種目ごとに別葉とすること。

2 ②は、この補助金を受けて行う事業の目的を詳細に記入すること。

3 ③は、実施事業について、その具体的な計画を詳細に記入すること。

4 ⑤は、交付要綱3の(2)の②の事業の報告の場合は斜線を引くこと。

5 ⑥は、実施する事業について、事業項目、事業の実施方式(委託・非委託)等を具体的に記入すること。



平成 年 月 日  
第 号

厚生労働大臣 殿

所在地  
名称  
TEL



平成29年度高齢者医療運営円滑化等補助金の変更交付申請について

平成29年度高齢者医療運営円滑化等補助金については、平成 年 月 日厚生労働省発保 第 号で交付決定を受けたところであるが、その後の事情変更により、交付額を次のとおり変更されたく申請する。

今回追加交付（一部取消）申請額 金 円

(内訳)

区 分	種 目	変 更 後 補助金所要額	補 助 金 既交付決定額
高齢者医療支援金等負担 金助成事業	保険者の高齢者医療支援金等の負担に対し行う助成事業		
	指定組合の保険給付等に要する費用に対して行う助成事業		
	短時間労働者の適用拡大に伴う財政支援事業		
被用者保険運営円滑化推 進事業	共同助成事業		
	レセプト・健診情報等を活用したデータヘルス推進事業		
合 計			

- 1 変更を必要とする理由
- 2 変更に必要な様式については、申請手続きの様式に準ずる。
- 3 添付書類  
平成29年度収入・支出予算（見込）書抄本

平成 第 年 月 日 号

厚生労働大臣 殿

所在地  
名称  
TEL



平成29年度高齢者医療運営円滑化等補助金事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 精算額 金 円
- 2 平成29年度高齢者医療運営円滑化等補助金所要額精算書（別紙1）
- 3 平成29年度高齢者医療運営円滑化等補助金所要額精算書内訳（別紙2）
- 4 平成29年度高齢者医療運営円滑化等補助金事業実績報告書（別紙3）
- 5 添付書類
  - (1) 平成29年度収入・支出決算（見込）書抄本
  - (2) その他参考となる資料

## 平成 29年度高齢者医療運営円滑化等補助金所要額精算書

区分	事業種目	総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額 C (A-B)	対象経費の 支出額 D	基準額 E	補助基本額 F	補助所要額 G	補助金交付 決定額 H	補助金受入 額 I	補助金 超過額 J (I-G)
高齢者医療支援金等負担金助成事業	保険者の高齢者医療支援金等の負担に対し行う助成事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	指定組合の保険給付等に要する費用に対して行う事業										
	短時間労働者の適用拡大に伴う財政支援事業										
被用者保険運営円滑化推進事業	共同助成事業										
	レセプト・健診情報等を活用したデータヘルス推進事業										
計											

(注) 1 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較していずれか少ない額を記入すること。

2 G欄には、F欄の千円未満の端数を切り捨てた額を記入すること。

## 平成29年度高齢者医療運営円滑化等補助金所要額精算書内訳

区 分	種 目	対象経費の実支出額
高齢者医療支援金等負担金助成事業	保険者の高齢者医療支援金等の負担に対し行う助成事業	円
	指定組合の保険給付等に要する費用に対して行う助成事業	
	短時間労働者の適用拡大に伴う財政支援事業	
小 計		
被用者保険運営円滑化推進事業	共同助成事業	
	レセプト・健診情報等を活用したデータヘルス推進事業	
合 計		

## 平成29年度高齢者医療運営円滑化等補助金事業実績報告書

## 1 事業実績報告

① 実施事業種目	
② 事業実施の目的	
③ 事業実施状況	
④ 事業実施期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
⑤ 事業実施場所	
⑥ 事業結果の概要	

注：1 事業種目が2種目にわたる場合には、事業種目ごとに別葉とすること。

2 ②は、この補助金を受けて行う事業の目的を詳細に記入すること。

3 ③は、実施事業について、その具体的な結果を詳細に記入すること。

4 ⑤は、交付要綱3の(2)の②の事業の報告の場合は斜線を引くこと。

5 ⑥は、実施した事業について、事業項目、事業の実施方式(委託・非委託)等を具体的に記入すること。

2 支出済額内訳

区 分		事業種目
経費区分	支出済額	積算内訳
	円	
合 計		

注： 事業種目が2種目にわたる場合は、事業種目ごとに別葉とすること。

消費税を計上する必要がある場合は、課税対象経費の後尾に「※」を記載すること。



平成 年 月 日  
第 号

厚生労働大臣 殿

所在地  
名称  
TEL



平成29年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省発保 第 号により交付決定を受けた平成29年度高齢者医療運営円滑化等補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。